

## 看護職員需給見通し等の検討に当たっての論点

### (1) 需給見通し

○医療介護総合確保推進法（以下「推進法」という。）の施行により、本年10月から病床機能報告制度が開始されるとともに平成27年度以降、平成37年（2025年）の医療サービス量を見込んだ上で地域医療構想を策定し、平成30年度の地域医療計画に盛り込むこととなっており、現在、関係者が将来の医療提供体制を見込む作業をしている。このため、地域医療計画との整合性の観点から、平成30年からの需給見通しを地域医療計画と開始時期等を合わせて策定することとし、次期需給見通しは、平成28年、29年の2カ年としてはどうか。

○需要推計について、今後ニーズが増大すると考えられる在宅分野に関してはどのように考えるか。

○供給推計について、今般の推進法による関連法の改正によるナースセンターへの看護師等免許保持者の届出制度や勤務環境改善システムの導入などの効果をどのように考えるか。

### (2) 長期見通し

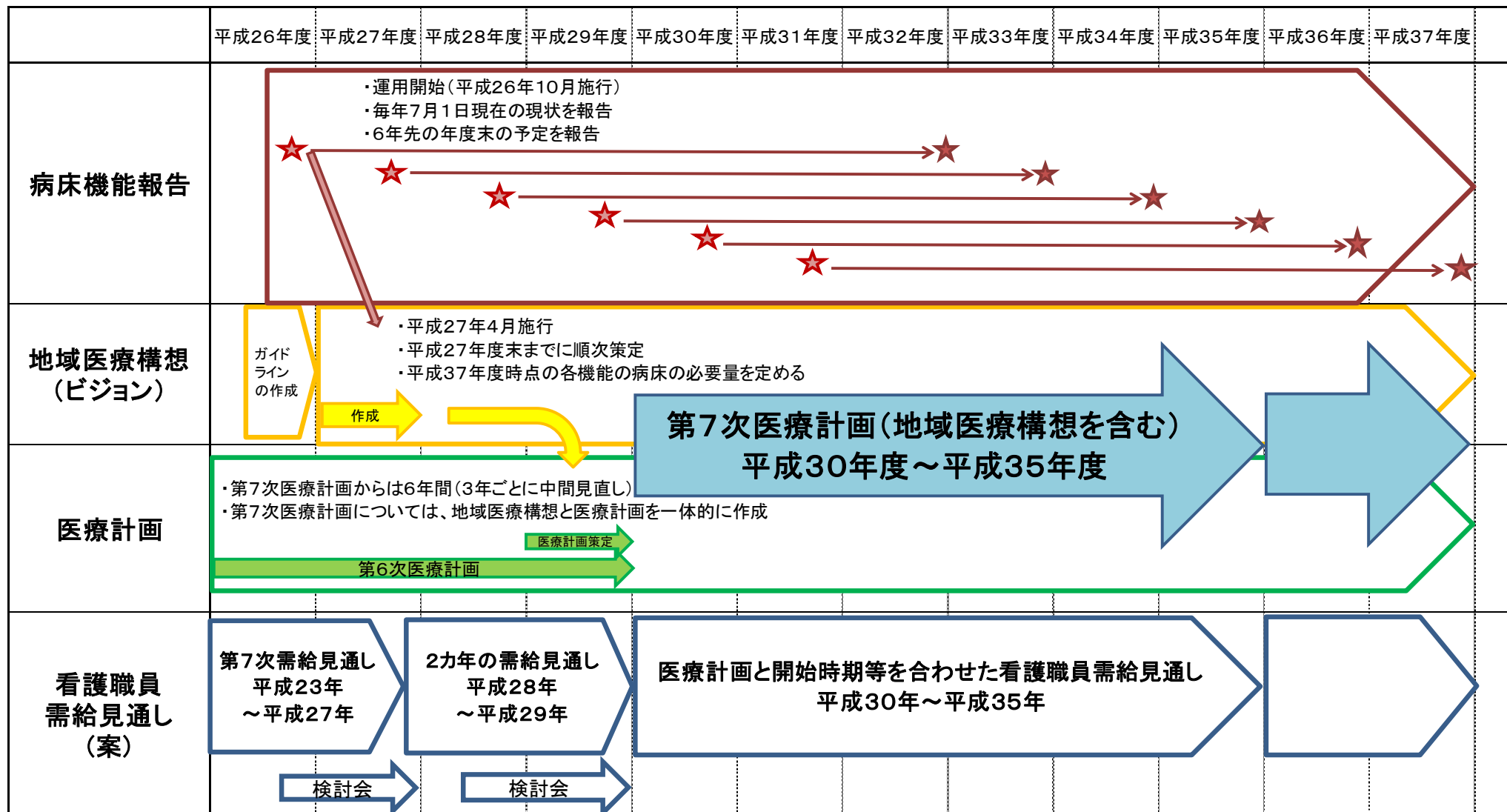
○平成37年（2025年）以降を含め、長期見通しについてどう考えるか。

### (3) 看護職員確保対策など

○今般の関連法の改正の施行を実効あるものにすることも含め、どのように看護職員確保対策を進めていくべきか。

○都道府県間の看護職員の流入・流出の状況について、どのように考えるか。

# 地域医療構想等関連施策のスケジュール



## 需給見通し策定のスケジュール（案）

平成26年

12月1日

- 看護職員の需給の現状等

平成27年

2月～3月

- 需給見通しの策定方針等

4月～

夏頃

- 看護職員確保対策等

- 中間取りまとめ

秋～冬

- 報告書案の提示、取りまとめ